

# 固定資産税に関するお知らせ

固資産税課 ☎443-2034~2037



## ◆固定資産税の評価替え

固定資産税の対象となる土地・家屋については、国が定める「固定資産評価基準」に基づき、3年ごとに価格の見直しを行っています。令和6年度は、この評価替え年度(基準年度)にあたります。

### 土地の評価替え

令和5年1月1日(基準年度の価格調査基準日)時点の地価公示価格の7割を目途に価格を決定します。基準日以降、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない土地の評価額については、同年7月1日までの下落率をもとに価格を修正しています。

また、今回の評価替えにあわせて、市街地宅地評価法の対象地域を拡大します。  
拡大対象地域…愛宕、柳町、奥田、奥田北、広田、豊田各校区の全部または一部

### 家屋の評価替え

令和6年度は、家屋の評価額を算定するための基礎となる評価基準(再建築費評点基準表)が改正となり、この基準により算出します。

## ◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧

	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧
制度	自己の資産に関する令和6年度の固定資産税の評価額を他の資産と比較できます。	自己の資産(免税点未満や非課税物件を含む <sup>(※)</sup> )に関する令和6年度の固定資産税の評価額を確認できます。
縦覧・閲覧できる方	納税者、またはその代理人、納税管理人 ※土地のみ所有の納税者は土地のみ、家屋のみ所有の納税者は家屋のみを縦覧できます。	<ul style="list-style-type: none"><li>納税義務者、またはその代理人、納税管理人</li><li>借地・借家人(土地・家屋について借地権その他の使用または収益を目的とする権利を有する方)</li><li>当該固定資産の処分をする権利を有するものとして法令で定められている方</li></ul>
期間	4月1日(月)~30日(火)の平日8:30~17:15	4月1日(月)以降の平日8:30~17:15(年末年始を除く) ※4月1日(月)~30日(火)は、当該年度の写しを無料で交付します。
会場	資産税課(市役所2階)	

(※)免税点未満や非課税の固定資産は、納税通知書に同封の課税資産明細書には記載されていません。

(免税点未満…それぞれの課税標準額の合計が、土地で30万円未満、家屋で20万円未満、償却資産で150万円未満のこと。)

### ●縦覧・閲覧の際には、本人確認書類の提示が必要です。

#### 本人確認書類について

- 官公署発行の顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)⇒1点提示
- 顔写真付きでない身分証明書(健康保険証・納税通知書など)⇒2点提示

#### ▶代理人などが縦覧・閲覧する場合、本人確認書類のほか下記のものが必要です。

- 代理人……………委任状(委任者の押印があるもの)
- 法人……………委任状(法人代表者印の押印があるもの)
- 借地・借家人……借りている土地・家屋の賃貸借契約書
- 相続人……………戸籍謄・抄本など相続人と確認できるもの

# 軽自動車税(種別割)の申告をお忘れなく

図市民税課 ☎443-2031



軽自動車税(種別割)は、次の車種の4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。廃車や譲渡などがあった場合や、所有者が亡くなられた場合は、速やかに申告してください。

## ◆課税対象車種・申告窓口

車種	申告窓口
・原動機付自転車(総排気量125cc以下または定格出力1.0kw以下) ・特定小型原動機付自転車 ・小型特殊自動車 ・ミニカー(総排気量50cc以下、三輪以上)	市民税課 (市役所2階)
・二輪の小型自動車 ・二輪の軽自動車(総排気量125cc以上)	北陸信越運輸局 富山運輸支局 (新庄町) ☎050-5540-2044
・三・四輪の軽自動車(総排気量660cc以下) ・被けん引車	軽自動車検査協会 富山事務所 (新庄町) ☎050-3816-1852

## 軽自動車税(種別割)の減免について

身体や精神に障害がある方などで、要件に該当する場合は、申請により減免を受けられます。

申請期間 4月2日(火)～5月31日(金)

### 必要書類(新規申請の方)

- ・申請書(市民税課にあります。)
- ・車検証(電子車検証は、「自動車検査証記録事項」もあわせて必要)
- ・運転者の運転免許証
- ・障害者手帳

※令和5年度からの継続申請は、4月中旬に減免申請書を郵送します(障害等級が下がることなどにより、減免の対象外となる場合があります)。

※車両やナンバー、車検証の名義などが変わった場合は新規申請が必要です。申請書は郵送されませんので、市民税課で申請してください。



## ひとり親の皆さんをサポートします

図こども福祉課 ☎443-2055



### 養育費確保のための文書作成を支援します

親は離婚後においても、子の養育費支払いの義務があり、養育費の分担については、子の利益を最も優先して考慮し、父母が協議して定めることとされています。

市では、養育費の確保などに関する取り決め文書(公正証書等)の作成費用を補助しています。

対象者 児童扶養手当受給者など 補助限度額 30,000円

※作成から6カ月以内の文書に限ります。弁護士費用、養育費保証サービス費用は、補助対象外です。



詳細はこちら

### 「離婚・ひとり親インフォメーションファイル」をご活用ください

離婚を考えている方やひとり親の方の不安が少しでも軽減できるよう、離婚前後の手続きについて、いつ・どこで・何をすべきかなどをまとめています。養育費や面会交流の取り決めなど、お子さんが経済的・精神的に安定して過ごせるための説明や、弁護士などの無料相談窓口一覧も掲載しています。



詳細はこちら

### ★悩みは「ひとり親アテンダント」へ

一人一人に寄り添って総合的にサポートしますので、気軽に相談してください。

日時 (月)～(金)8:30～17:15(祝休、年末年始を除く) 場所 こども福祉課(市役所3階)

※事前予約や電話、オンラインでの相談なども可能です。



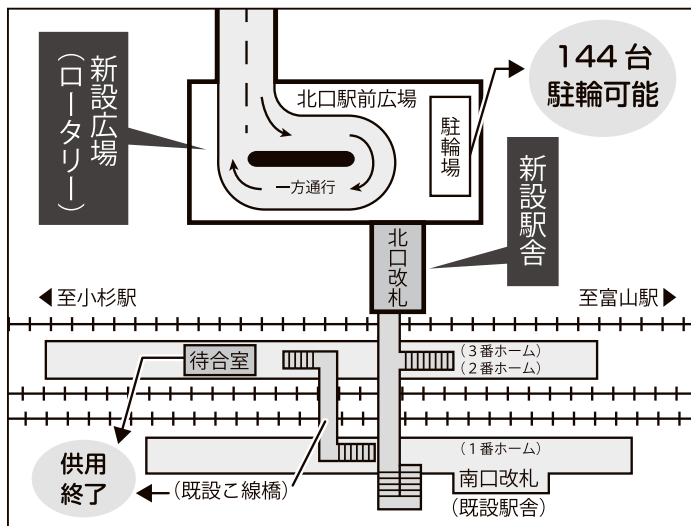
事前予約はこちら

3月22日(金)から供用開始

# あいの風とやま鉄道 呉羽駅北口改札を新設しました

あいの風とやま鉄道(株) ☎444-1300  
国土交通政策課 ☎443-2195

呉羽駅の利便性向上のため、北口改札の供用を開始します。通勤・通学やおでかけにぜひ利用してください。  
なお、北口駅前広場も同日から供用を開始します。



呉羽駅北口完成イメージ図

※北口改札の供用開始に伴い、既設こ線橋および2・3番ホームの待合室は利用できなくなります。また、2・3番ホームの列車停止位置を富山方面側に移動します。

## サイクル&バスライド駐輪場 を利用してみませんか

自転車とバスを乗り継いで目的地まで移動する方のために、バス停の近くに専用駐輪場を整備しています。

詳細は、市ホームページ(☎1006258)をご覧ください。



このマークが  
目印です



バス停名	設置場所	駐輪台数
中市	山室地区センター横(中市二丁目)	10台
分田	市道田島鶏坂線交差点脇(婦中町羽根新)	10台
呉羽	呉羽会館駐輪場(呉羽町)	6台
四方神明町	四方地区センター駐輪場(四方)	5台
針原新町	市営針原団地駐車場内(針原中町)	5台
赤田	市消防団蛭川分団敷地内(赤田)	10台
藤代町	開公民館駐輪場(開)	6台
金代	金代公民館駐輪場(金代)	6台
大泉駅前	市営住宅山室団地内(山室新町)	5台

国土交通政策課 ☎443-2195

## 4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」 春の全国交通安全運動

期間 4月6日(土)~15日(月)

交通ルール・マナーについて確認し、次の項目に重点を置いて、交通事故防止に取り組みましょう。

- 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・譲り合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボードなどを利用する時のヘルメット着用と交通ルールの順守

### 自転車安全利用五則を守りましょう

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

春の交通安全富山市民大会 費用・申込不要

日時 4月9日(火)14:00~

場所 グランドプラザ(総曲輪三丁目)

国土生活安全交通課 ☎443-2052

# 家族や大切な人を守るために

## 救命講習会

**対象** 市内に在住か勤務する方

**定員** 各30人(申込順)

**費用** 無料

※⑤のみテキスト代(3,900円予定)が必要。

**申込方法** 開催日(⑤は開催初日)の1週間前までに、電話で、開催場所へ。

⑤以外は、10人以上であれば、希望の場所で実施します。希望日のおおむね10日前までに、電話で、最寄りの消防署に申し込んでください。

- 岡消防局警防課・富山消防署** ☎493-4141  
**富山北消防署** ☎437-7141  
**呉羽消防署** ☎436-5040  
**水橋消防署** ☎478-0061  
**大沢野消防署** ☎468-1212  
**大山消防署** ☎483-1119  
**八尾消防署** ☎454-2119  
**婦中消防署** ☎466-2280

講習の種類・内容	開催日時	開催場所
①普通救命講習Ⅰ(3時間) 成人の心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動器)の使用法、止血法など	4月20日(土)9:00~	富山消防署
	6月15日(土)9:00~	呉羽消防署
	8月3日(土)9:00~	大山消防署
	9月14日(土)9:00~	婦中消防署
	10月5日(土)9:00~	大沢野消防署
	12月14日(土)9:00~	富山北消防署
②普通救命講習Ⅱ(4時間) ①に加え、心肺蘇生の知識、実技の効果測定	2月15日(土)9:00~	八尾消防署
	9月21日(土)8:30~	富山北消防署
③普通救命講習Ⅲ(3時間) 小児、乳児、新生児の心肺蘇生法、AEDの使用法など	1月18日(土)8:30~	水橋消防署
	5月25日(土)9:00~	婦中消防署
	11月16日(土)9:00~	大山消防署
④上級救命講習(8時間) ②③に加え、傷病者管理法、外傷手当、搬送法など	3月15日(土)9:00~	大沢野消防署
	9月7日(土)8:30~	富山消防署
2月1日(土)8:30~		
⑤応急手当普及員講習(3日間) 心肺蘇生法などの指導法を習得、 応急手当普及員の資格を取得	11月6日(木)~8日(金) 8:30~17:30 ※筆記、実技測定あり。	消防局
⑥救命入門コース(90分) 胸骨圧迫とAEDの使用法など	随時開催(団体のみ)	
⑦その他の救命講習	随時開催(団体のみ)	



## 市社会福祉協議会 からのお知らせ



ホームページ

岡市社会福祉協議会(今泉) ☎422-3400 FAX491-2433  
✉ info@toyama-sfk.jp

### とやま福祉後見サポートセンターを ご利用ください

成年後見制度に関する一般相談や申し立て手続きの支援を行います。毎月第2火曜日は、行政書士などの専門職が対応します(予約制)。

#### 成年後見制度とは・・・

認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方に対し、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

※相談は無料です。専門職に成年後見人などの就任を依頼する場合は有料です。

※申し立てにかかる必要書類の助言や書類作成の支援を行います。申し立て手続き全般を専門職に依頼する場合は有料です。

岡とやま福祉後見サポートセンター(市社会福祉協議会)  
☎422-3414

### 手話講座受講者募集

#### ①手話入門講座

**日時** 5月16日~11月14日の(木)  
18:45~20:45(全24回)

**対象** 市内に在住か勤務している方

**定員** 40人(応募多数の場合抽選)



#### ②手話基礎講座

**[昼の部]** 5月16日~11月21日の(木)10:00~12:00(全25回)

**[夜の部]** 5月14日~11月12日の(火)18:45~20:45(全25回)

**対象** 市内に在住か勤務している方で、手話入門講座を修了した方

**定員** 各10人(応募多数の場合抽選)

#### [共通項目]

**場所** 市総合社会福祉センター(今泉)

**費用** 無料(テキスト代別途4,290円が必要。ただし入門講座を修了し、すでに持っている方は不要。)

**申込方法** 4月23日(火)(必着)までに、電話、はがき、FAX、Eメールで、講座名(②は昼か夜の部を記入)、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、テキスト購入の有無を、市社会福祉協議会地域福祉課(〒939-8640 今泉83-1)へ。

岡地域福祉課 ☎422-3400 FAX422-2684  
✉ zaitaku@toyama-sfk.jp